平成２３年（フ）第６６号
静岡県富士宮市長貫1444番地の７
債務者　上口　司子
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　　博和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１号
愛知県豊田市花園町才兼72番地４、旧住所愛知県刈谷市井ケ谷町下前田49番地６
債務者　武田　　覚
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉本みさ紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
愛知県知立市宝１－６－10　パークサイドＮＯＮ－ＮＯ603、住民票上の住所愛知県知立市西中町跡落45番地64
債務者　武田　　学
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉本みさ紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
岐阜市粟野西３丁目９番地１　ヴァルトＩＡ－101号室、申立時の住所岐阜市粟野東２丁目250番地１
債務者　堀　　誠二
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４５号
広島県三原市皆実５丁目４番１－108号
債務者　丸中　貴之
１　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
広島県三原市本郷南６丁目５番19号
債務者　神崎　恵子
１　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
広島県三原市中之町８丁目９番35号
債務者　川口美穂子
１　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
広島県三原市本郷北３丁目６番27号
債務者　猪山　裕子
１　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
愛媛県松山市小栗３丁目６番21号　オークタウン松山102号
債務者　山内　卓巳
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
愛媛県松山市築山町12番30号　カサグランデ築山307号
債務者　有田　秀信
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４６号
愛媛県松山市東垣生町835番地４　プロバンスガーデンＢ102号
債務者　柏本　慎一
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４号
愛媛県松山市清住１丁目４番７号
債務者　岡崎　幾久
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
福岡県大川市大字上巻61番地
債務者　古賀真樹子
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2788番地３
債務者　伊藤　晴美
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第８８号
佐賀県杵島郡白石町大字深浦5737番地１
債務者　瀬戸　久司
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲474番地２　コーポクニ106号
債務者　岩永　千春
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５１号
鹿児島県大島郡知名町大字知名206番地１フローラルハイツ314
債務者　坂井　長代
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部